

平成20・21年期神奈川県青少年問題協議会報告

情報化社会における子どもとメディアとの関わり

～ 乳幼児期から小学校低学年期を中心に ～

平成22年3月

神奈川県青少年問題協議会

情報化社会における子どもとメディアとの関わり

目次

はじめに

- 1 審議テーマの設定について 1
- 2 協議の経過と当報告の概要 2

第1章 社会的背景

- 1 子どもの成長環境の変遷とメディアの性格 3
- 2 子どもの対人関係 4

第2章 現 状

- 1 子どもとメディアとの関わりの現状 5
 - (1) 低年齢期の子どもとメディア 5
 - (2) 保護者の関わり方 8
- 2 子育て環境の現状とメディア接触の目的 11
 - (1) 子育て環境の現状 11
 - (2) メディア接触の目的 13

第3章 課 題

- 1 子どもとメディア接触に係る課題 14
 - (1) 低年齢化に伴う課題 14
 - (2) 接触時間に係る課題 14
 - (3) 情報内容に係る課題 15
 - (4) 接触環境に係る課題 15
- 2 子育て環境を巡る課題 16
 - (1) 子育て環境の変化に係る課題 16
 - (2) 保護者の意識の変化に係る課題 17

第4章 今後の取組みの方向性

- 1 保護者・家族 18
- 2 保育・教育機関 20
- 3 NPOや地域コミュニティ 22
- 4 民間事業者等 23
- 5 行政に求められるもの 24
- 結 び 25

参 考

- 1 実証研究の動向 26
- 2 行政の取組みの現状 26
 - (1) メディアに係る取組み 26
 - (2) 子育てに係る取組み 27
- 3 民間事業者等の取組みの現状 29
- 4 学会における取組み 31

資 料

- 「情報化社会における子どもとメディアとの関わり ～乳幼児期から小学校低学年
年期を中心に～」について（報告） 33
- 平成20・21年期神奈川県青少年問題協議会の報告に関する審議経過 34
- 平成20・21年期神奈川県青少年問題協議会委員 35

はじめに

1 審議テーマの設定について

現在、テレビやビデオ*¹はほとんどの世帯に普及し、家庭用ゲーム機も多く多くの家庭で所有している。また、パソコンや携帯電話の普及も著しく、平成20年に神奈川県教育委員会が行ったアンケート調査*²でも、小学校4年生の29.7%、同6年生の45.8%が携帯電話を所有している。

こうした情報機器（以下「メディア」）の普及により、私たちは多くの知識をメディアを通じて入手し、あるいは娯楽の多くを得ており、メディアは私たちの生活に不可欠のものとなっている。

子どもたちにとっても、メディアの進展は、コミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとともに、学習や情報収集などの面でも有用であり、教育をはじめとする様々な分野に一層生かされることが期待されている。

しかし、一方では、メディアが極めて日常的なものとなったことにより、幼い頃からメディアに接触し続けることによる、生活や行動等への影響が懸念されているところであり、匿名による誹謗中傷、悪意ある情報の流布、有害な情報サイトへのアクセスなどの問題も顕在化している。

こうした、有用性・可能性と悪影響への懸念というメディアの両面性を考えるとき、「子どもたちがメディアを適正かつ有効に活用できる能力」、いわゆる「メディア・リテラシー」を身につけていくことの必要性が訴えられているところであり、特に、メディア接触の端緒となる乳幼児期から小学校低学年の時期に焦点をあて、メディアと接する際の問題点と対応方策を分析していくことは、重要な課題であると考えられる。

何故ならば、乳幼児期から小学校低学年は基本的な生活習慣・社会生活習慣が形成される時期であることから、この時期にメディアに関しても健全な接し方の習慣を身に付けることが望ましいと考えられるためである。また、この時期は、その後の時期と比較して保護者の導きが大きな効果を持つ時期であり、この点からも低年齢期に焦点をあてることは有効であると考えられる。

また、行政においては、比較的高学年期の子どもとメディアを巡る問題に対しては、学校教育における携帯電話教室の実施や学習指導要領に基づく情報モラル*³の指導、フィル

<参考文献・注釈等>

* 1 ビデオ…ここでは、動画データを取り扱い記録・再生などの機能をもつ電子機器を総称して用いている。

* 2 県教育委員会教育局子ども教育支援課児童生徒指導室「携帯電話及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査」（平成20年1～3月実施）

* 3 情報モラル…情報社会において注意すべき点やマナー。

タリング*⁴に関する保護者向け啓発など、様々な取組みがなされているが、低年齢期の子どもに関しては、必ずしも十分な課題認識がなされ、実施されているとは言えない。

以上のことから、平成20・21年期の青少年問題協議会においては、「情報化社会における子どもとメディアとの関わり」を審議テーマとして設定し、情報メディア、発達心理、幼児教育、子育てなど幅広い観点から、乳幼児期から小学校低学年期の子どもを中心に、メディアとの関わり方を検討することとした。

2 協議の経過と当報告の概要

上記のような認識のもとに、本協議会企画調整部会では、平成20年度に5人の委員による様々な視点からの意見発表を行い、その意見発表を核として現状の把握と課題の指摘を中心テーマとして鋭意協議を進めてきた。

そうした協議の中で、子どもとメディアの関わりに関しては、保護者だけでは課題の解決の図れない問題であり、子育て環境全体を視野に入れて考えなければならないことが明らかになった。具体的には、子どもとメディアに関する社会的背景を明らかにするとともに、子どもとメディアの関わりやメディアと乳幼児に関する実証研究の状況、行政・民間事業者等の取組みの現状などについて把握をし、さらに、子どものメディア接触に係る課題や子育て環境を巡る課題について指摘を行った。

そして平成21年度は、子どもの健全な育成に深く関わっていくべき様々な主体が、把握された課題に対してどのように対応していくことが望ましいのか、効果的な啓発の方法も含めて検討を行っていくこととし、シンポジウムを開催するなどして、この問題に対する県民の意見も聞きながら検討を進めてきた。

この報告では、検討の基礎となる社会的背景について第1章に示し、続いて、第2章にこれまで協議において把握された現状を、第3章にそこから明らかになった課題を指摘するとともに、第4章において、今後の取組みの方向性について示している。

*4 フィルタリング…インターネットのプロバイダ（インターネットへの接続サービスを提供する業者）や携帯電話事業者が提供するサービスの一つで、サーバ（コンピュータネットワークにおいて、特定の機能やデータを出す側のコンピュータ）側で制限をかけ、未成年にふさわしくない特定のウェブサイト（インターネット上でさまざまな情報を提供するページ）にアクセスできないようにするもの。

第1章 社会的背景

1 子どもの成長環境の変遷とメディアの性格

ここでは、論議のベースとして、戦後日本の子どもの成長環境の変遷とメディアの性格について概観する。

戦後の子どもの成育環境を捉えるとき、その変化は、①農耕型社会の名残の時代、②工業型社会への移行の時代、③情報・消費型社会の時代の、大きく3つの段階に分けて考えることができる。

<農耕型社会の名残>

まず、1945年から60年頃までは、農耕型社会の名残の時代であり、「理想の時代」といえる時代であった。貧しいが未来すなわち文明化への理想に燃えていた時期であり、1950年代まで、日本の産業人口の約半分が農林・漁業などの第一次産業に就いていた。そこでは、農村型の共同体の中に「一人前」の村人を形成する機能が仕組まれており、子どもは共同生活者として、大自然と農村共同体に囲まれて生活し成長していた。学校教育と共同体の中での人間形成の仕組みが拮抗していた時代である。また、情報の伝達については、口承文化から文字文化へ移行していった時代である。

<工業型社会への移行>

次に、1960年代から75年頃までは、工業型社会への移行の時代であり、「夢の時代」ともいえる時代である。工業型社会となり、技術革新が進み、高度経済成長がもたらされた。欧米に追いつけ追い越せ型の近代化が進められ、生きる目的が未来の豊かな生活や便利な都市生活などに収斂されていく時期であり、学校教育への依存度が高まり、高校・大学進学率が上昇し、受験競争という状況も生まれた。メディアについては、文字文化から映像文化へと比重が移行していった。

<情報・消費型社会の出現>

そして、オイルショックを経て、1975年以降、経済成長が頭打ち状態になり、情報・消費型社会となっていった。消費とメディア中心の成熟社会が出現し、生きる目的・生きる意味が拡散した。未来志向、集団志向の生き方が頭打ちになり、今を楽しむ生き方、現在中心主義が若者においても広がった。1970年代後半から、不登校、高校中退、いじめ、ひきこもりなどの問題が顕在化してきた。「未来に向けてみんな」という工業型社会の感覚が薄らぎ、一人ひとりの個性、アイデンティティ、“自分らしさ”にこだわる自己愛と自己実現の時代へと変化していった。

こうした時代においては、かつての「貧しさ」のように、人々が共有できる現実が見えにくくなり、それぞれの感覚で世界をつかみ取っていく傾向が強くなる。つまり、現実が一元的リアリティを失い、相互主観的に構築される時代となった。メディアについても、現実を写し取るコピーとしてのメディアから、現実を生み出し構築するものとしてのメディアへと、その社会的性格は変化していった。確かに、われわれはメディアを通して世界の多くを知るわけであり、メディアという媒体を取り除いてしまうと、多くのことを知り

得ない状態が生まれてきた。

情報・消費型社会においては、対人関係も、かつての農村共同体型のような集団中心の社会から、個人とネットワーク中心の情報都市型の社会へと変容してきた。かつては、子どもは群れ遊びという集団の中で育まれてきたが、情報化や消費生活化が深く浸透した現在では、子どもの遊びにもメディアが深く関わるようになった。

2 子どもの対人関係

子どもの生活の変化として、子どもの遊びが、外遊び、群れ遊び、全身活動から、友だちとおしゃべり、テレビゲームや携帯型ゲーム機、マンガ・雑誌を読むなどの室内での非活動的の遊びへと変化してきている。友人関係も、スポーツなど何かの活動のためではなく、おしゃべりなど気持ちを通わせるための関係となり、気の合う仲間との濃密な関係を構築するようになっている。

子どもの対人関係の特徴として、集団中心の対人関係から、個人中心の対人関係へ変化しているという見方がある。この移行により、「わたしーあなた」という二人称の親密な関係が少人数で構築されると同時に、その親密圏に加わらない者が、関係のない第三者として傍観視される傾向も生まれている可能性がある。

人間の成長には、それぞれの人間に固有な経験の質が重要であり、自然、他者、事物との直接の関わり合いの経験が、その人の現実を自然に構成する。メディアとの過剰な接触に陥らないためにも、大自然、他者、生きた動植物との関わり合いや直接経験を重視する必要がある。

われわれ大人は、子どもたちのリアルな現実の体験や人間関係形成をサポートしていかなければならない。子どもたちの関係性や経験を広げるということを強く意識していかなければならず、それぞれの経験を子どもたちに与えていく中で、メディアというものをしっかり活用していくことが必要である。その際には、子どもたちに影響を与えているものとしていわゆる若者文化やサブカルチャーの存在も無視できない状況にあることから、そうしたことも受け容れながらメディアとの関わりを考えていくことが重要である。

第2章 現状

1 子どもとメディアとの関わりの現状

ここでは、いくつかの調査データをもとに、低年齢期の子どもやその保護者について、メディアとの関わりを概観する。

(1) 低年齢期の子どもとメディア

近年、情報化社会が急速に進展し、子どもたちを取り巻くメディア環境は大きく変化している。また、消費社会の進展も著しく、複数のメディアにより商品やサービスの広告を行うメディア・ミックス戦略*⁵が、大人のみならず子どもをも消費の対象として展開されている。

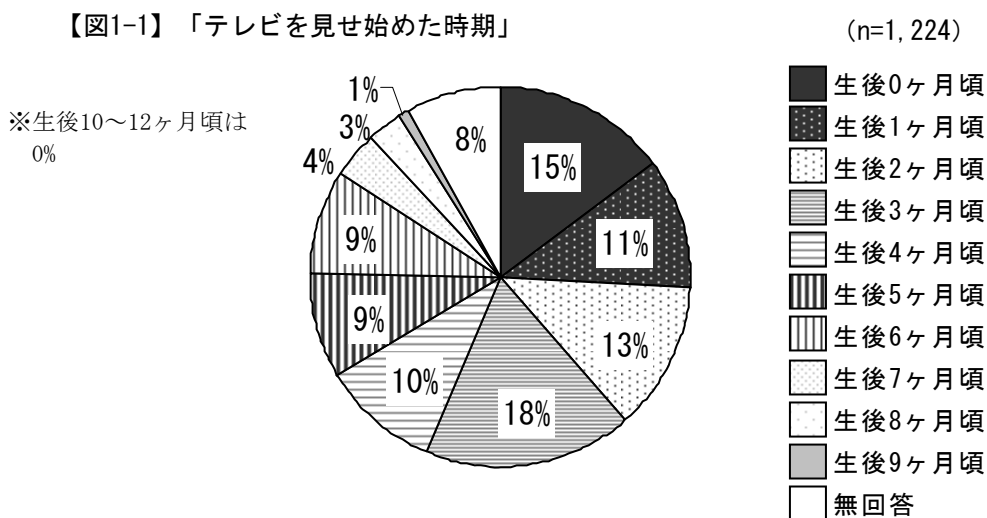
一方で、少子化、核家族化、都市化などにより、家庭、学校、地域など子育てを巡る環境の変化も著しくなっており、子どもたちの行動に大きな変化をもたらしている。

こうした環境変化の中で、乳幼児を中心とした低年齢の子どもたちが、テレビやビデオ、テレビゲームにどのように接しているか、その現状について見ることにする。

① テレビとの関わり

ア 接触開始の時期

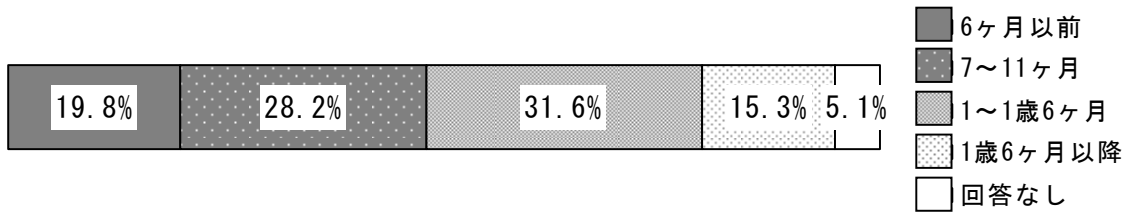
テレビ接触の開始年齢については、2003年のNHK放送文化研究所の調査によると、生後3ヶ月までが57%、1歳未満が90%以上となっている。1999年の別の調査では、1歳未満の接触開始が48%となっており、この数年の間に、乳幼児のテレビ接触が早期化している状況が伺われる。【図1-1】 【図1-2】



資料出所：NHK放送文化研究所「“子どもに良い放送”プロジェクト第1回調査」2003年

*5 メディア・ミックス戦略…宣伝を効果的にするために、雑誌・テレビなどさまざまな広告媒体を組み合わせる販売戦略。

【図1-2】 テレビ画面の視聴開始年齢



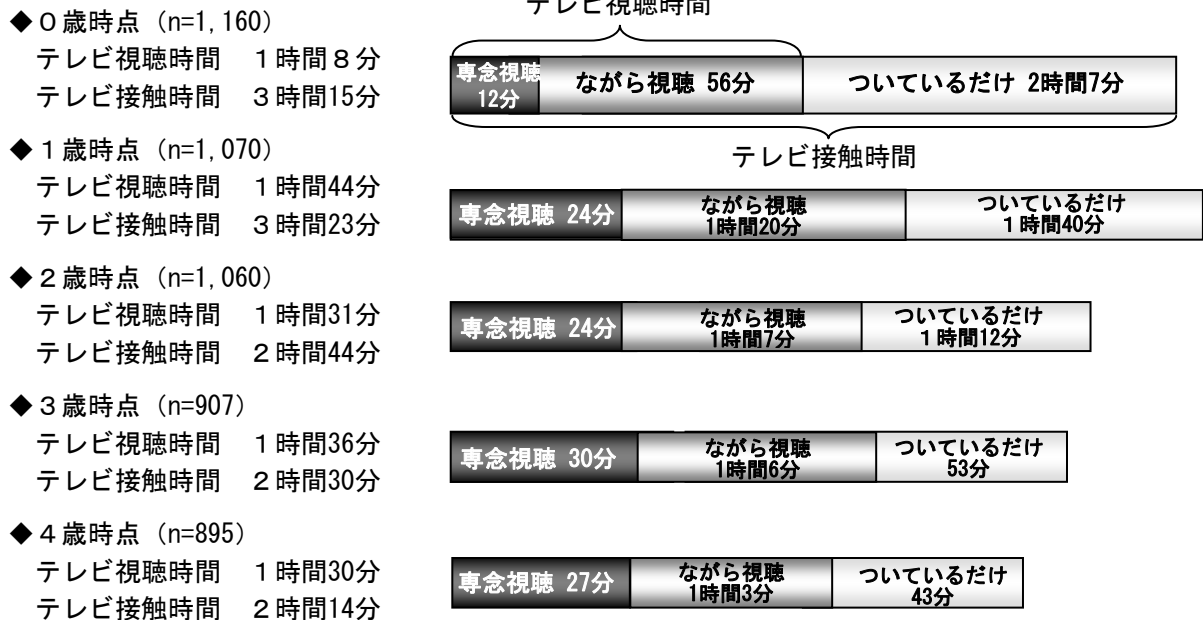
資料出所：土谷みち子『家庭教育研究所紀要22「乳幼児のメディア生活の実態と臨床保育内容－神奈川県就園児の生活調査から」』2000年

イ 視聴・接触時間

乳幼児期におけるテレビ視聴の状況について、NHK放送文化研究所が2003年から同一の子どもを対象に継続的に実施している調査*6によると、テレビ視聴時間（専念視聴と「ながら視聴」の合計）の1日あたりの平均は、0歳時点で1時間8分、1歳時点で1時間44分、2歳時点で1時間31分となっており、乳幼児のいる家庭では、子どもたちのテレビ視聴が日常化している現状が伺われる。【図1-3】

テレビ視聴とは別に、乳幼児がいる近くでテレビが「ついているだけ」の時間をみると、同調査では、0歳時点で2時間7分、1歳時点で1時間40分、2歳時点で1時間12分となっている。【図1-3】

【図1-3】 テレビ接触・視聴時間の変化（週平均1日あたり）



資料出所：NHK放送文化研究所「“子どもに良い放送”プロジェクト第1～5回調査」2003～2007年

*6 NHK放送文化研究所「“子どもに良い放送”プロジェクト第1～5回調査」2003～2007年

“子どもに良い放送”プロジェクトの調査は、2003年から、同じ子どもを対象に、0歳時点から継続的に実施されているもので、各回の調査結果は、<http://www.nhk.or.jp/bunken/> からアクセス可能。

これに関連し、余暇活動の中で好きなものについて質問したNHK放送文化研究所の調査では、調査対象の全年齢層（16歳～29歳、30歳～59歳、60歳以上）を通じて、男女ともに、テレビ視聴が最も高い回答率を示しており、テレビ視聴が日本人の余暇活動の中で大きな位置を占めている現状がある。【表1-1】

親が余暇の過ごし方としてテレビ視聴を好むことも、乳幼児のテレビ視聴・接触が日常化している一因ではないかと推測される。

【表1-1】余暇にすることで好きなことベスト20

2007年			1983年		
1位	テレビを見る	75%	1位	テレビを見る	69%
2位	ごろ寝をする	43%	2位	新聞を読む	45%
3位	おいしいものを食べに行く	41%	3位	ごろ寝をする	43%
4位	DVD・ビデオを見る ★	38%	4位	友人・知人とつきあう	40%
5位	新聞を読む	38%	5位	ショッピングをする	39%
6位	ショッピングをする	37%	6位	雑誌を読む	39%
7位	本を読む	36%	7位	本を読む	37%
8位	友人・知人とつきあう	36%	8位	レコード・テープを聞く	31%
9位	雑誌を読む	35%	9位	おいしいものを食べに行く	31%
10位	旅行に行く ★	33%	10位	家族とのだんらん	30%
11位	ドライブをする	28%	11位	草木の世話をする	29%
12位	家族とのだんらん	28%	12位	ドライブをする	29%
13位	映画を見る	26%	13位	スポーツをする	28%
14位	CD・MDなどを聞く	26%	14位	スポーツを見る	28%
14位	散歩をする	26%	15位	ラジオを聞く	23%
16位	インターネットで情報を見る★	24%	16位	手芸・編み物・工作をする	20%
17位	酒を飲む	21%	17位	料理をする	20%
18位	草木の世話をする	21%	18位	酒を飲む	19%
19位	スポーツを見る	20%	18位	映画を見る	19%
20位	ゲームをする ★	18%	20位	散歩をする	19%

★は、1983年調査時点では含まれていなかった項目

資料出所：NHK放送文化研究所「日本人の好きなもの調査」（全国の16歳以上を対象、1983年及び2007年実施）、『日本人の好きなもの：データで読む嗜好と価値観』（NHK出版、2008年、p77を元に作成）

ウ 視聴内容

テレビの視聴内容については、前出の調査*⁶によると、0歳から4歳までの各年齢を通じて、幼児向け番組とアニメ等が高い割合を示している。特に、2歳時点からアニメ等を見る割合が増える傾向がある。

② ビデオとの関わり

ア 接触開始の時期

前出のNHK放送文化研究所の調査（“子どもに良い放送”プロジェクト）によると、1週間の調査期間中にビデオに接した乳幼児の割合は、0歳児で59%となっており、ビデオ接触についても、テレビと同様に、乳児期から接触している状況が伺われる。【表1-2】

【表1-2】ビデオの接触者率と時間量（1日平均）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
接触者率（%）	59	78	85	80	73
接触者平均時間（分）	34	47	50	42	35
全員平均時間**（分）	20	37	43	34	25

** 接触者及び非接触者をあわせた平均時間を指す。

資料出所：NHK放送文化研究所「“子どもに良い放送”プロジェクト第1～5回調査」2003～2007年

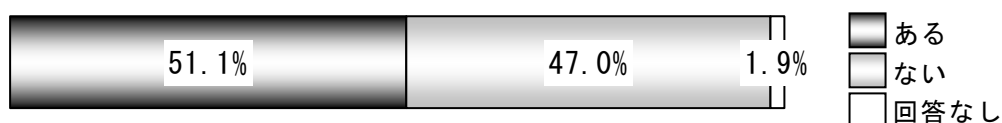
イ 接触時間

同調査によると、ビデオに接触している子どもの1日あたりの平均時間は、0歳時点で34分、1歳時点で47分、2歳時点で50分となっており、乳幼児期（0歳～4歳）のうち2歳時点が最もビデオに接する時間が長い。【表1-2】

ウ 接触の習慣化

全国私立保育園連盟の調査によると、毎日決まったビデオを見る習慣について、「ある」と回答した割合は51.1%となっている。【図1-4】

【図1-4】毎日決まったビデオをみる習慣がありますか



資料出所：全国私立保育園連盟「保育園がはぐくむ関係性に関する調査研究—子どもが他者と関わる力をはぐくむ保育環境と家庭環境」2004年

③ テレビゲームとの関わり

前出のNHK放送文化研究所の調査（“子どもに良い放送”プロジェクト）によると、テレビゲームへの接触率は、2歳時点で13%、3歳時点で17%、4歳時点で30%となっている。なお、テレビゲームに接している時間については、4歳児の7割が1日あたり30分以内である。

（2）保護者の関わり方

現在、低年齢の子どもをもつ保護者の多くは、家庭にテレビやビデオがごく当たり前にある時代に育ち、思春期以降にもパソコンや携帯電話といった新しいメディアを活用してきた世代である。

このため、現在の親世代は、それ以前の親世代と比べて、子どもたちのメディア接触について寛容であると思われる。

ここで、子どものメディア接触に対する保護者の関わり方について見ることとする。

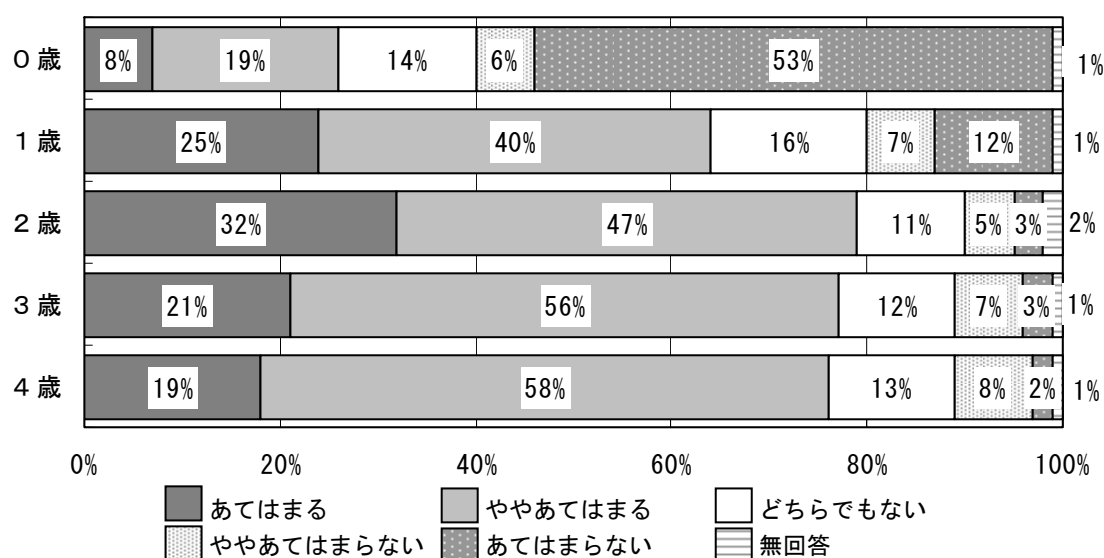
ア 一緒にテレビに接する時間

前出のNHK放送文化研究所の調査（“子どもに良い放送”プロジェクト）によると、乳幼児期の子どもが大人と一緒にテレビに接する時間は、0歳から1歳では変わらないが、1歳から2歳にかけて大きく減少し、その後も減少する傾向がある。

イ テレビを見ながらの会話

また同調査において、母親に、「見ているテレビの内容について子どもと話すか」尋ねたところ、「あてはまる」と答えた割合は、0歳から2歳にかけては増えていくが、2歳以降は減少している。【図1-5】

【図1-5】 見ている内容について子どもと話す



資料出所：NHK放送文化研究所「“子どもに良い放送”プロジェクト第1～5回調査」2003～2007年

ウ 保護者の関心

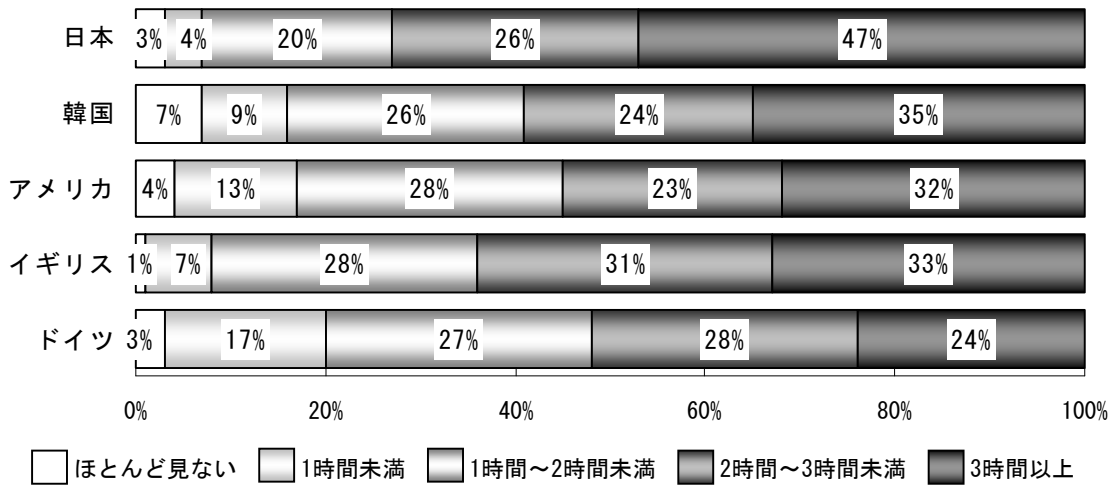
小学校5年及び中学校2年時相当の子どもたちを対象とした国際調査（日、韓、米、英、独で実施）では、日本の子どもたちは5カ国の中でテレビの視聴時間が最も長いものに対して、テレビの見過ぎについて保護者から注意される割合は最も少なくなっている。【図1-6】 【図1-7】

また、日米の母親を対象とした調査では、日本の母親はアメリカの母親よりも、子どものテレビ視聴に肯定的で、視聴する番組の選択を子どもに任せる傾向が高いとの指摘がある。

テレビやテレビゲームの使用に関して、保護者がまず心配するのは、身体面への影響（視力の低下や運動不足など）で、番組内容や心理面への影響への関心を上まわっているとの指摘もある*7。

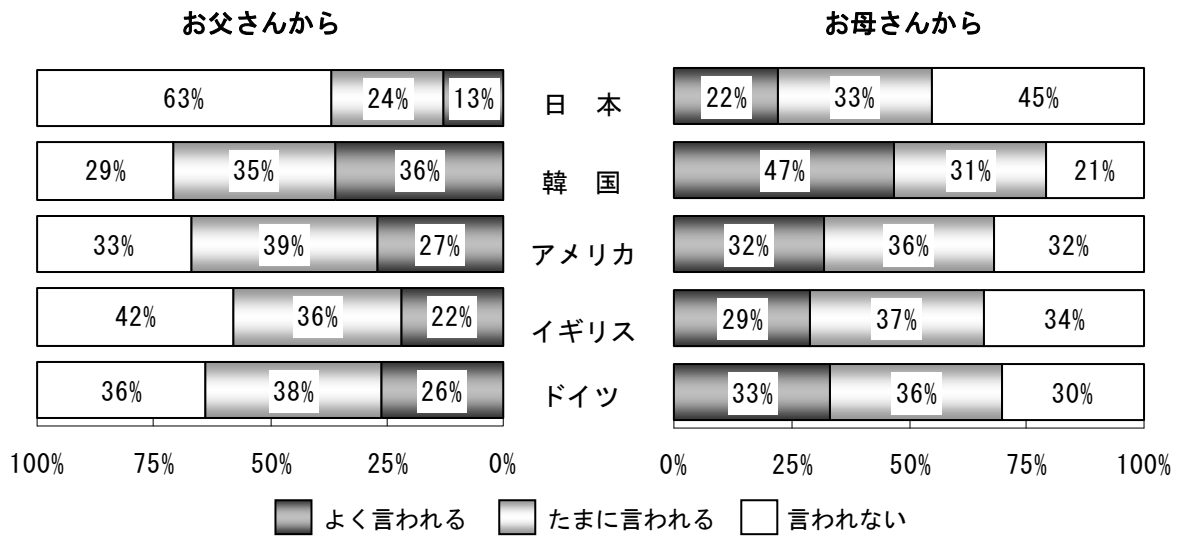
*7 坂元章編『メディアと人間の発達』学文社（2003年）を参照

【図1-6】あなたは、ふだんテレビやビデオを1日に何時間くらい見ますか。



資料出所：子どもの体験活動研究会「子どもの体験活動等に関する国際比較調査」1999年

【図1-7】家庭のしつけについて（「テレビを見すぎだからやめなさい」と保護者に注意されるか）



資料出所：子どもの体験活動研究会「子どもの体験活動等に関する国際比較調査」1999年

2 子育て環境の現状とメディア接触の目的

(1) 子育て環境の現状

少子化・核家族化・都市化・情報化の進展とともに、経済状況の変化などにより、子育てを巡る環境が大きく変化しており、子育てに係る様々な問題が生じている。

一方で、子どもたちを巡っては、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、学びに対する意欲・関心などの面での問題が指摘されている*⁸。

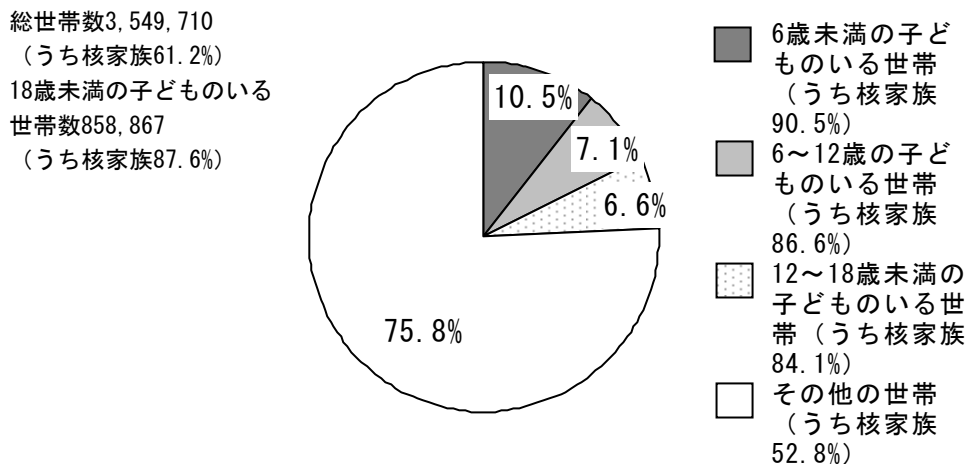
子どもとメディアとの関わりを巡る問題については、こうした子育て環境の変化と子どもたちの今日的な課題の現れの一つとしても捉える必要があると考えられることから、ここで、子育て環境の現状について概観する。

① 少子化・核家族化の進行

神奈川県合計特殊出生率は、1.27（2008年）となっており、全国値の1.37を下回り、全国の都道府県の中で、下から5番目の低い水準にある*⁹。

また、県内の総世帯の中で、18歳未満の子どものいる家庭は24.2%となっており、そのうち87.6%が核家族世帯である。【図2-1】

【図2-1】子どもがいる世帯の割合と核家族の割合（神奈川県）



資料出所：総務省「国勢調査」平成17年

② 子育てを巡る状況

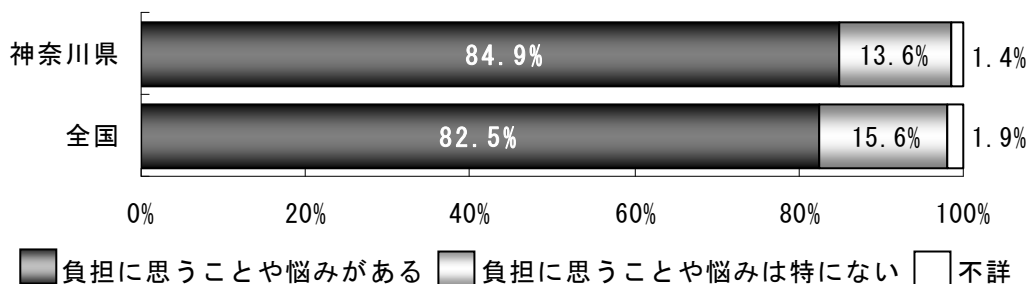
ア 子育ての負担感

子育てに対する負担感について尋ねた調査によると、「負担に思うことや悩みがある」と回答した割合は、全国で82.5%、神奈川県で84.9%となっている。【図2-2】

* 8 「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育のあり方について」（平成17年1月中央教育審議会答申）から引用

* 9 平成20年人口動態統計（確定数）の概況（厚生労働省）平成21年9月

【図2-2】子ども（5歳6ヶ月児）を育てていて負担に思うことや悩み

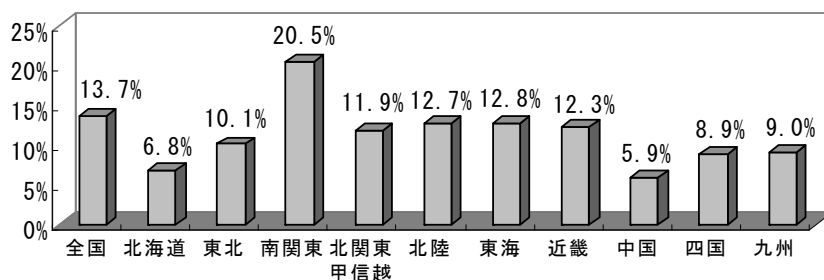


資料出所：厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」（2006年）に基づき神奈川県で作成

イ 父親の子育てへの参加

神奈川を含む南関東では、未就学児のいる家庭で、2割以上の父親が平日の帰宅時間は深夜23時以降となっており、長時間労働により父親が子育てに参加することが困難な状況にあることが伺われる。【図2-3】

【図2-3】平日の帰宅時間が23時以降翌朝3時未満の父親の割合



資料出所：U F J総合研究所「子育て支援対策等に関する調査研究」厚生労働省委託2003年

ウ 子育てに対する評価

県内の各市町村が実施した、子育て世帯を対象にした調査（2008～2009年）^{*10}では、「子どもを育てている現在の生活に満足している」との回答が73.4%となっている一方で、「子どもを生み育てることを今の社会は十分に評価している」とする回答は16.1%であり、子育て世帯が、子育てに対して社会的な評価が十分に得られていないと感じている状況が伺われる。

エ 子育て環境についての意識

県民を対象とした調査^{*11}では、「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」を重要であると回答した県民が85.3%を占めたのに対して、それが満たされているとする回答は7.9%に過ぎない。

*10 「次世代育成支援に関するニーズ調査」（調査時期は2008年11月から2009年5月の間）

*11 神奈川県「県民ニーズ調査」 2007年度

(2) メディア接触の目的

子育て環境の変化を背景として、子どもをメディア接触させている目的としては次のことが考えられる。

ア 子守り機能

核家族化の進行などにより、乳幼児期の子育てを母親一人で担っている場合があり、家庭において育児の負担感や孤独感が増すなどの問題が生じている。

「忙しいなど何らかの理由でテレビやビデオを見せているか」との問いに対して、80%以上の母親が「よく見せている」「時々そうしている」と回答しているように、家事や仕事などの時間を確保するなどの目的で、一定の時間にテレビ番組を見せたり、ビデオを繰り返し視聴させるなどの例も見られる。【表2-1】

【表2-1】忙しいなど何らかの理由で子どもにビデオ、テレビを見せておくことがありますか。
(n=6, 875)

	児年齢 (歳)						合 計
	1	1.6	2	3	4	5~6	
よく見せている	19.8%	24.9%	26.7%	27.5%	22.2%	19.4%	23.1%
時々そうしている	52.7%	58.3%	61.4%	61.4%	65.0%	62.2%	59.6%
そのようなことはない	26.5%	15.7%	11.7%	11.0%	11.5%	17.8%	16.6%
無記入・不明	0.9%	1.0%	0.1%	0.2%	1.3%	0.5%	0.7%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料出所：日本小児保健協会「平成12年度幼児健康度調査報告」

イ 教育機能

少子化時代においては、子どもの存在そのものに、社会的な関心や期待が集中し、子どもの将来への保護者の期待感の大きさが、学力の向上や情操の発達を目的とした学習を乳幼児期から始めるというかたちで現れている。

乳幼児期からの早期教育を目的として、テレビやビデオの教育・学習プログラムを活用し、子どもに積極的に視聴させている例もある。

第3章 課題

1 子どものメディア接触に係る課題

低年齢期の子どものメディア接触については、子どもへのプラス・マイナス両面の影響という視点から、実証研究が盛んに進められている。特にテレビの影響に関する調査研究は以前から数多くあり、知的能力や攻撃性、社会性などの影響内容の分野について、好影響も含めて、様々な知見が出されている。例えば、暴力的な内容が及ぼす影響については、影響の存在を支持する有力な研究結果も存在する。

こうした研究の進展はあるものの、現在でも、影響に関する実証的解明は研究途上であり、メディアの悪影響が十分に実証されているとは言えない。しかしながら、一方で悪影響への懸念は払拭されておらず、本協議会としては、低年齢期の子どものメディア接触に係る課題は、決して見過ごすことのできない課題であるとの認識に立つ。

そこで、メディアの持つ両面性の視点を念頭に置きながら、接触開始時期や接触時間、情報内容、接触環境などの多面的な切り口から、低年齢期の子どものメディア接触に係る課題を指摘する。

(1) 低年齢化に伴う課題

子どものメディア接触の開始時期は、生後まもなくテレビへの接触が始まる場合があるなど、低年齢化が顕著となっており、それに伴う課題として次のことが考えられる。

- 乳児期においては、周囲の環境との相互作用、特に保護者との相互作用を通じた愛着形成が子どもの発達のために重要であるが、テレビなどのメディアの特性として、応答性や双方向性を持たないこと、また、子ども単独で長時間にわたりメディアに接触する場合には、そうした保護者との時間が減ってしまうことが懸念されるため、乳児期からのメディア接触が及ぼす間接的な影響の可能性を考慮する必要がある。

なお、子どもの発達への影響については、現在、その実証研究が進められおり、確定的な結論を得るには至っていないが、臨床保育の立場から、メディアへの過剰接触が心配される乳幼児の行動観察からは、情緒の表出や象徴機能（想像力）、他者への共感性などの面で子どもの行動への影響が懸念される事例が見られている。

(2) 接触時間に係る課題

テレビなどの接触時間については、子どもにおいても視聴が日常化している、あるいは大人と一緒にテレビに接触する時間が年齢が高くなるとともに減少しているなどの現状がある中で、次の課題が考えられる。

- 接触時間に関しては、その長さだけで子どもの発達への影響を言うことはできず、身体を使った遊びの時間、家庭でのコミュニケーションの時間などとのバランスの中で、適切な接触時間を考える必要がある。

- テレビなどのメディアはモニター画面を通じて情報が提供されることから、不適切な状況において長時間にわたって視聴する場合、視力への影響も懸念される。

したがって、一日に数時間に及ぶような過度のメディア接触が日常化し、他の遊びや生活体験、コミュニケーションの時間が不足している場合は、体験や活動内容のバランスという点で、さらに視力・体力への影響という点で、健全な発達への影響が懸念される状況であるといえ、適切な配慮をしていく必要がある。

(3) 情報内容に係る課題

特に、暴力シーンによる影響については、次の課題が考えられる。

- 暴力シーンによる影響については、研究の蓄積も多く、攻撃性に影響するとの有力な研究結果がある一方で、その影響力は、大人の関わり方など他の条件による変動が大きいとの研究結果もあり、情報内容に係る課題として重視する必要がある。
- 暴力シーンが攻撃的行動に影響することを示す研究結果からは、子どもたちの発達に長期的な影響を与える可能性を無視することはできない。暴力シーンがトラウマをもたらしうることも含め、子どもたちが、極端に多くの暴力・残虐シーンを含むような情報に接することについては、特に注意が必要である。
- 保護者の関心が、子どものメディア接触時間とそれによる視力低下や運動不足といった身体的な影響といった面にだけ向けられ、情報の選択を子どもに任せている場合には、子どもにとって明らかに相応しくない情報に接する可能性があり、それによる影響が懸念され、適切な配慮が必要である。
- なお、昨今のバラエティ番組の中には、いじめや差別とも受け取れる内容も見られることから、子どもに視聴させる際には内容の吟味が必要である^{*12}。

(4) 接触環境に係る課題

子どもの視聴環境に配慮することは非常に重要な問題であり、惰性的に無意識・無関心な状況で視聴環境が形成されることのないよう、積極的に関心を向けていく必要がある。接触環境に係る課題としては、次のことが考えられる。

- 子どもの成長・発達には、保護者とのコミュニケーションが重要であるが、子どもが一人で長時間メディアに接する場合、保護者とともに過ごす時間が失われたり、また、番組内容を保護者と共有できないため、保護者との会話を通じてメディアからの情報を正しく理解する機会が失われることが懸念される。

*12 この件については放送倫理・番組向上機構（BPO）放送倫理検証委員会から意見書も出ている。（2009年11月17日「最近のテレビ・バラエティ番組に関する意見」）

- 少子化・核家族化が進む中では、家族とのコミュニケーションとともに、家庭外で、子ども同士で遊びや会話によって交流することも、子どもたちの社会性の発達のために重要である。テレビ番組等を視聴する場合においても、同年代の子どもたちが一緒に見る機会が減少しており、番組等の内容について子ども同士が共感したり、異なるとらえ方があることを学ぶ状況が少なくなっていることは、メディアの効果的な利用という点で心配される。
- また、子どもたちは、視聴した情報から多くの知識を得て、それを共有化しながら遊びとして再構築し、自己のものとして身につけることで成長していく。こうした遊びや生活の中で、実物と身体で関わる環境や時間も確保する必要がある。

2 子育て環境を巡る課題

子どものメディア接触の問題は、これまで、家庭の中で対応すべきものと理解されてきているが、一方で、子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しており、それがメディア接触の問題の背景となっていると考えられる。

そこで、現在の子育て環境を巡る課題や、保護者の意識の変化が子どものメディア接触到どのような影響を与えているかなどについて考える。

(1) 子育て環境の変化に係る課題

現代の子育て家庭では、核家族化の進行により親世代からの子育て支援が期待できず、また、地域における人間関係が希薄化し地域社会の子育て支援の機能も低下している状況にあることから、孤立化と子育て負担の増大が生じており、子育て環境の変化に係る課題として、次のことが考えられる。

- 父親の長時間労働が大きく改善されていない状況にあっては、家庭における子育てのほとんどを母親が担う状況になりやすい。子育てについて、前出の、多くの保護者が負担感や悩みを感じているとする調査結果や、父親の帰宅時間が23時以降である割合が他地域と比較して突出して多いとする調査結果からは、地域における孤立化の問題等とともに、家庭における父親不在の育児環境が母親の子育てに対する意識に影響を及ぼしていることが伺われる。

保護者が孤立化し、家庭外とのつながりが少ない状況にあっては、子育ての中でメディアに頼る機会が増加していくことは、やむを得ない面も含んでいる。保護者にのみ責任を求めるのではなく、子育て環境をより良いものにしていく必要がある。

そうした点から、子育て支援に取り組んでいるNPOや保護者による地域コミュニティの活動は、今後さらに大きな役割を果たしていくものと期待される場所であり、そうした活動を広げていく必要がある。

- 一方、子どもたちは「遊び」を通じて身体性を身につけ、他者との関わりを理解していくものであり、家庭以外での遊びの場（空間・機会）が重要である。こうした場

にあつては、子どもたちは“テレビを見たい”と言い出さなくなり、自然と遊びを覚えていく。

私たち大人は、モノを与えなくても環境を整えれば子どもは主体的に動いていく力があるということを理解する必要がある、子どもが自然と遊びを覚えていくような環境づくりが必要となっている。

- さらに前述したように、現代は情報・消費型社会が急速に進展し、複数のメディアにより商品やサービスの広告を行うメディア・ミックス戦略が、大人のみならず子どもをも消費の対象として展開されており、そうした状況についても意識していくことが必要となっている。

(2) 保護者の意識の変化に係る課題

前述のとおり、母親などが過重な育児の負担を担っている状況にあつて、家庭では子守り機能をメディアに求める事態が生じている。

- 保護者がこうした「子守り機能」を期待して、長時間かつ日常的に子どもにメディア接触させている場合、子どものメディア接触が長時間になり、さらにそれが習慣化する恐れがある。また、子ども単独で視聴が行われ、その間は親子の言語的、身体的な接触が図れないことから、その影響が懸念される。
- メディアとともに育ってきた現在の親世代は、子どものメディア接触に楽観的で、メディアの持つ多様な機能、特に教育機能に期待する傾向もあるが、一方において、過剰に規制する場合も存在する。
保護者が、特に早期教育のために積極的にテレビやビデオを子どもに視聴させる場面において、他の遊びやコミュニケーションとのバランスを欠くほど長時間にわたって視聴させている場合には、教育目的の視聴としても好ましいとは言えない。

第4章 今後の取組みの方向性

第3章では、メディアの持つ両面性を念頭に置きながら、接触開始時期、接触時間、情報内容、接触環境など多面から見たメディア接触に係る課題や、過剰なメディア接触を引き起こしている一因と思われる子育て環境を巡る課題について整理したところである。

これらの課題を踏まえ、私たちが目指すところは、

- メディアを有効に利用する観点から、子どもたちが低年齢期から健全なメディア習慣を身につけていくこと
- 子どもの健全なメディア習慣の形成を“社会全体の問題”として捉え、家庭、保育・教育機関、地域、民間事業者、行政など子どもの健全な育成に深く関わっていくべき全ての関係者が手を携えて取り組んでいくこと

である。

そこで、第4章では、子どもたちが健全なメディア習慣を身につけていくことができるために、そして社会全体でこの問題に取り組んでいくために、これら各主体がそれぞれどのような役割を担い、取り組んでいくことが期待されるのか、また、そうした取組みが進むような効果的な啓発方法等について考察する。

1 保護者・家族

保護者・家族は、子どもの成長に第一義的に役割を担う者であり、子どもとメディアとの関わりについて理解・関心を高めていくとともに、子どもの生活全体、成長全体の中で適切にバランスをとりながらメディアとの関わり方を考えていくことが期待される。

【保護者・家族に期待されるもの】

まずは、子どもが様々なメディアと関わっている実態について、保護者・家族がしっかりと理解することが大切である。その際には、接触時間だけでなく、接触する情報の内容や、家族と一緒に見ているかなどの“接し方”にも注目していくことが必要である。その上で、“子どもの生活全体、成長全体を見ていく中でのメディア”という視点でメディアとの関わり方を考えることが望ましい。

例えば、日ごろから家族が自然体験や社会体験などのいろいろな体験や時間を子どもと共有している家庭では、メディア接触を過度に問題視する必要はないと考える。

また、子どもの自然体験や社会体験などの活動を積極的に進めながら、それと同時並行的にメディアの有効な利用を進めることが望まれる。例えば、直接体験することが困難な事物の映像を、実体験と併行して活用する場合には、相乗効果が期待できる。

さらに、子どもは親をはじめとした大人の意識や行動に影響を受けやすいものであり、大人が自らのメディアライフを振り返るとともに、メディアの問題に対して正しい知識を得るよう努めることも大切なことである。

同時に、現代はいわゆるメディア・ミックス戦略として子どもの購買欲を過度に煽る

ような情報が幅広く展開されているという状況を意識し、適切に行動していくことが必要である。

【具体的な取組みの例】

- 各家庭における日常的な取組み
 - *子どもが普段接しているテレビやゲームの内容に関心を向けて、保護者・家族も子どもと一緒に楽しむ。
 - *接するテレビやゲームの内容・時間は、子どもの生活全体、成長全体のバランスを考えながら、保護者・家族が決める。
 - *テレビやゲームに接しない日や時間をつくるなどして、家族で日ごろのメディアとの関わり方（つき合い方）を振り返る機会を設ける。
 - *いろいろな遊びと一緒に楽しむなどして、その楽しさを子どもに伝える。
 - *子どもに見せたくないテレビや遊ばせたくないゲームは、保護者・家族も子どもの前では見ない、遊ばないようにする。
- 保護者・家族による組織的な取組み
 - *メディアの問題に関する勉強会や研修会の企画・実施
 - *子どもの「遊び場」の企画・実施

【保護者・家族に向けたメッセージ】

- ◇ まずは、子どもたちがどんなメディアとどのように関わっているのか、関心を向けてみましょう。
- ◇ 子どもの生活全体、成長全体を見るなかで、メディアの問題を考えることが大切です。
- ◇ メディアの光と影の両面を正しく理解して、わが家流“メディアとの上手なつき合い方”を見つけませんか。
- ◇ 家族は最も小さくて大切な“コミュニティ”です。家族で多様な経験を共有していますか？
- ◇ 子どもは、親の気づかないうちに親の意識や行動から影響を受けています。大人も、自分のメディアライフを振り返ってみましょう。

2 保育・教育機関

保育・教育機関には、メディアが与える影響のプラス・マイナス両面を踏まえ、早期からメディア・リテラシーの育成を始めていくことや、各家庭への啓発の中心的な担い手としての役割などが期待される。

【保育・教育機関に期待されるもの】

子どもとの日常の遊びや会話の機会を通してメディアとの上手な関わり方を伝えていくなど、早期からメディア・リテラシー教育を始めることが期待される。特に、早期からの情報活用能力の育成、情報モラル教育の充実が望まれる。

そのためには、保育者・教員自身がメディア・リテラシーの必要性についてより深く理解することが重要である。保育者・教員同士がこの問題について論議を深めたり、必要に応じて専門機関との連携も進めていく必要がある。

また、保護者・家族に直に接する機会の多い存在であり、各家庭での子どものメディア接触についても関心を高め、さらに各家庭への啓発を進めていくことが期待される。

また、近年、保育機関における放送等のメディアの教育的な利用が以前ほど活発でない傾向があるが、子どもが同年代の他者と一緒にメディアに接することは、感動を共有したり、異なる見方があることに気づいたり、遊びを一緒に創出するなど直接体験を広げるきっかけにもなることから、保育者等による指導等を含む適切な環境の中でのメディアの活用には意味があると考えられる。

さらに、中学生や高校生に対して、将来彼等が親になるための基礎づくりに関しても、保育・教育機関において引き続き取組みを進めていくことが期待される。

【具体的な取組みの例】

- 低年齢期からの、効果的な補助教材等としてのメディアを活用した保育活動や学習
- 子どもが自ら情報を取捨選択し、活用できるようになるための教育（情報活用教育）
- メディア・リテラシーに関する保育・授業等への保護者の見学や参加
- 保護者により高い関心をもってもらうために、保護者向け「たより」等を活用して情報提供を行ったり、保育・授業等でメディアの問題を取り上げた後、その資料を子どもに家庭に持ち帰らせて保護者からコメントを返してもらうなどの効果的な啓発の取組み
- 保護者主体の取組みへの支援
- 職員のための情報研修や、大学や短期大学、専門学校などの保育者・教育者養成機関における“子どもとメディアとの関わり方に関する教育”の実施
- 高校生を対象とした「親になるための教育」の実施

【保育・教育機関に向けたメッセージ】

- ◇ 子どもの遊びや会話の時間を活用して、メディアとの上手な関わり方を取り上げるなど、早期からメディア・リテラシー教育を進めませんか。
- ◇ 補助教材を活用してみたり、放送を利用した保育・教育の再評価を検討してみませんか。
- ◇ 保育・教育機関は保護者にとって身近で頼りになる存在。保育・教育機関から、保護者に“メディアとの上手な関わり方”を発信していきましょう。

3 NPOや地域コミュニティ

NPOや地域コミュニティには、この問題を社会全体で考え、取り組んでいくための中心的役割を担うことが期待されており、それによって地域社会における子どもとメディアの問題に関する議論が活性化していくことが望まれる。

【NPOや地域コミュニティに期待されるもの】

NPOや地域コミュニティが中心的役割を担って地域住民に働きかけ、この問題に関心を高めてもらう取組みを進めたり、魅力ある自然体験や社会体験などの活動を地域で展開し、子どもが自然に外へ出ていくような環境を整えていくことが望まれる。

このことにより、様々な形で、子どもがメディアに依存することを防ぐとともに、他者とのコミュニケーションから切り離されないことにつながる。

また、地域に根ざした組織ならではのきめ細やかさや創造力、行動力を発揮し、社会的につながりの少ない家庭や子どもへの啓発や情報提供を行っていくことや、保護者同士をつないで、支え合えるような社会づくりを進めていくことなども期待される。

【具体的な取組みの例】

- 地域の人材と協力した、保護者・家族向けの勉強会・啓発活動
- 保護者・家族や保育・教育機関の取組みへの支援
- 子ども向けテレビ番組やビデオ・ゲームなどに関して、メディアとの上手な関わり方の視点を盛り込みながら、活用方法などを保護者・家族に情報発信すること
- 地元の販売店等と協力した、ゲームのレーティング制度の周知活動

【NPOや地域コミュニティに向けたメッセージ】

- ◇ 子どもとメディアの問題は、NPOや地域コミュニティが中心的役割を担うことによって、議論が活性化していくことが期待されています。
- ◇ NPOや地域コミュニティの「地縁」という利点を生かして、社会的なつながりの少ない家庭や子どもへの啓発や情報提供にも取り組んでみませんか。
- ◇ 子育て全般について、NPOや地域コミュニティならではの行動力と発案力、きめ細やかなサポートで、保護者同士が理解し支え合えるような仕組みづくりを進めませんか。

4 民間事業者等

子どもたちが接するメディアの関連企業を中心として、民間事業者等には、子どもたちの健全育成と子育て家庭を支えるという視点から、企業等の独自性を生かした情報提供や社会貢献を進めることが期待される。

【民間事業者等に期待されるもの】

子どもや保護者・家族が、メディアに関して正確な知識を身につけ、内容の適切性について自ら判断し、適切な選択ができるように、さらに情報内容や発信の仕方について工夫していくことが期待される。

また、子どもの成長をどのように考えて社会貢献しているのかについて、より積極的に発信していくことや、今後予想されるメディア環境の変化を予測しながら、子どもだけでなく大人も含めた社会全体におけるメディア・リテラシーの醸成に向けて主体的に取り組むことが期待される。

【具体的な取組みの例】

- 保護者や保育・教育機関をはじめとする、他の主体が実施するイベントなどへの参加や講師等の派遣
- 効果的な啓発用教材、補助教材の開発と提供
- メディアソフトの開発事業者等における取組みとしては、他の主体と連携して、“メディアが子どもの心身の成長発達に及ぼす影響”に関するシンポジウムや勉強会などを開催したり、ソフトの内容や活用方法について、開発過程で保護者や保育・教育機関等の意見を取り入れる仕組みづくり

【民間事業者等に向けたメッセージ】

- ◇ 保護者がメディアへの理解を深めるためには、できるだけ多くの、わかりやすい情報、多面的な情報の提供が望まれます。
- ◇ NPOなど他の主体との意見交換や連携を、さらに積極的に進めていきませんか。
- ◇ 教材の開発や講師の派遣などをはじめとする社会貢献活動をさらに進め、そうした活動についてもっと積極的な広報をしていきませんか。

5 行政に求められるもの

子どもとメディア接触に係る課題への対応を進めるうえで、行政の役割は小さいものではないが、一方、行政が直接、家庭でのテレビ視聴等に介入することは適切ではないと考えられ、保護者・家族や保育・教育機関等の取組みの支援や、情報提供、啓発活動、あるいは各主体間の連携などに関して一定の役割を果たしていくことが求められる。

【行政がとり得る対応の例】

(1) 保護者に向けたもの

保護者・家族に向けた可能な取組みとしては、まず、積極的な情報提供が挙げられる。その際、直接的な課題の提示だけでなく、受け手が「面白い」と感じるような工夫も必要である。

また、特に乳幼児とその保護者に対する情報教育・情報モラル教育の充実や、子育て支援の一層の充実も求められている。

【可能な対応の例】

- 子どもの遊び環境（遊び場・集いの広場等）の充実
- インターネットや携帯電話（ウェブサイトやメールマガジン等）を活用した情報提供
- P T A協議会などの保護者組織や、保健機関などと連携した啓発
- 取組事例集の作成
- 関連イベントの実施

(2) 保育・教育機関に向けたもの

保育・教育機関が実施する子どもへの情報教育や情報モラル教育の推進、職員向けの研修に対する支援が期待される。

また、保護者・家族に向けたメッセージと同様のメッセージを、これから大人になる世代である高校生などに届けていくことも必要である。

【可能な対応の例】

- 保育・教育機関向けの研修会等の充実
- 保育・教育現場におけるメディア利用に関する事例の収集と情報提供

(3) N P Oや地域コミュニティに向けたもの

より一層活発な活動が可能になるように、情報提供や意見交換をはじめとしたさまざまな形でN P Oや地域コミュニティの自主的取組みを支援していくことが求められる。

【可能な対応の例】

- 地域の主体や人的資源の把握とその情報の提供
- N P Oや地域コミュニティのノウハウやネットワークを活用した協働の取組み

(4) 全ての主体に関わるもの

民間事業者を含めた全ての主体がより効果的かつ円滑に連携できるように、コーディネーター的役割を担うことが求められる。

～ 結 び ～

子どものメディア接触に係る課題は、次代を担う子どもたちの健全な育成を願う全ての方々が一度は直面するものであり、意識の程度の違いはあっても、迷い悩む課題であると考ええる。

こうした中で、本協議会は、メディアを有効に活用する観点から、子どもたちが低年齢期から健全なメディア習慣を身につけていくこと、及び、子どもの健全なメディア習慣の形成を“社会全体の問題”として捉え、家庭、保育・教育機関、NPOや地域コミュニティ、民間事業者、行政など子どもの健全な育成に深く関わっていくべき全ての関係者が手を携えて取り組んでいくことの必要性について、あらためて強く認識するところである。

そこで最後に、子どもとメディアとの関わり方のあるべき姿を、わかりやすいメッセージとしてまとめ、この報告の結びとしたい。

【全ての方々に向けたメッセージ】

- ◇ 大人も子どもも、メディアについて、知ろう。考えよう。学ぼう。
- ◇ 子どもとのコミュニケーションを大切にしよう。
- ◇ 多メディア時代だからこそ、子どもたちに生身の身体を通した遊び体験、自然体験を積極的にすすめよう。

参 考

* 今後取組みを進める方にとって参考となる学界での実証研究の動向や、行政、民間事業者等及び学会における取組事例について概要を示す。

(参考目次)

1	実証研究の動向	26
2	行政の取組みの現状	26
	(1) メディアに係る取組み	26
	(2) 子育てに係る取組み	27
3	民間事業者等の取組みの現状	29
4	学会における取組み	31

1 実証研究の動向

ここでは、学界におけるこれまでの実証研究の動向を、いくつかの分野について概要を示す。

(1) 知的能力への影響

教育番組の視聴が、認知能力（語彙、読み、計算能力、問題解決能力など）の発達にポジティブな影響をもたらすという研究結果がある一方、娯楽番組や一般向け番組の視聴が認知能力の発達を抑制するという研究結果がある*¹。

想像力の発達への影響については、テレビ視聴がマイナスの影響を与えたとの研究結果がある*²。

(2) 暴力シーンによる影響

暴力的な番組の視聴は、あらゆる年齢層において攻撃行動に対する影響がみられ、また、幼児においてその影響が他の年齢層よりも強くみられるとする研究結果がある。

また、恐れや不安といった子どもの感情を高め、それがトラウマになるとの研究結果がある*³。

ただし、暴力シーンそのものの影響力については、その詳細な内容や視聴者ごとの個人差、大人の関わり方など他の条件による変動が大きいとの指摘もある。例えば、暴力を肯定するような描写になっているか、一緒に見ている大人が暴力に否定的なコメントするかなどで、影響の程度に違いがあるとの研究結果がある*⁴。

(3) 社会性への影響

望ましい行動の発達を意図した教育番組については、子どもの社会的行動を向上させるとする研究結果がある*⁵。

しかし、乳幼児を対象として、メディアが社会性の発達に及ぼす影響についての知見は少ない。

2 行政の取組みの現状

(1) メディアに係る取組み

ここでは、メディアの問題に関し、低年齢層を主な対象とした、現在の本県及び県内市町村の主な取組事例について紹介する。

○ 乳幼児期に係る主な取組み

乳幼児のメディア接触に関して、長時間にわたる接触を控えるよう保護者に呼びかける取組みが、市町村等の乳幼児健診や育児教室等の中で行われている。また、市町村が発行する「母子健康手帳」や子育て支援冊子等においても、こうした内容が記載されている。県では、これらの取組みに資するため、市町村の担当者に向けた会議や研修会で

* 1～5 坂元章『メディアと人間の発達』学文社（2003年）を参照

情報提供を図るなどの技術支援を行っている。

○ 学校教育に係る主な取組み

小学校の学習では、中学年以降に、教科学習との関連を図りながら「総合的な学習の時間」や「道徳」の中で、情報モラル等について学習する場合もあるが、低学年では、「調べ学習」でコンピューターを活用したり、保健指導の中で、長時間のメディア接触が及ぼす身体面への影響について注意する程度である。

このほか、教職員を対象に、情報セキュリティ^{*6}、情報モラル、メディア・リテラシーについての研修会を実施している。

○ 家庭教育に係る主な取組み

県教育委員会では、学校教育における取組みに加え、有害サイトの危険性やフィルタリングの導入を保護者・県民に呼びかけるため、啓発資料を作成・配布している。

また、八都県市^{*7}共同の取組みとして、子どもの生活習慣の改善のため、「早寝早起き朝ごはん」などを内容とする「すくすくのびのび子どもの生活習慣改善キャンペーン」が平成19年度から行われ、その中で「月1回は家庭でノーテレビ・ノーゲームデー」を設けることを呼びかけている。

(2) 子育てに係る取組み

子育てに関しては、県、市町村はもとより、最近ではNPOなどの民間団体が独自の取組みを実施するなど、多様な支援が行われている。

行政機関について言えば、住民にとってより身近な子育て支援サービスを提供するという視点から、市町村の取組みが中心となっており、平成21年4月施行の改正児童福祉法には、新たな子育て支援サービスが市町村事業として位置づけられたところである。県は、そうした市町村の取組みをサポートするとともに、NPO等と協働しながら先進的な取組みを開拓し、それを広げていく役割を担っていると言える。

ここで、県、市町村、NPO等民間団体の取組みの中から、子育てに係る新たなニーズに対応する最近の取組事例をいくつか紹介する。

○ 地域子育て支援拠点の整備（実施主体：市町村）

身近なところでいつでも気軽に親子で集えることを目的として、相談や情報交換、交流の機能を持つ「地域子育て支援拠点」が整備されており、公共施設や空き店舗等で常設のつどいの場を設け、子育て相談や子育ての仲間づくりの場を提供する「ひろば型」と、保育所等において育児相談や子育て支援に関する情報提供などを行う「センター型」がある^{*8}。設置・運営については、公設によるものや、NPO等が運営主体となり市町村が委託するなどの手法もとられている。

*6 情報セキュリティ…情報の機密性、完全性、可用性を維持すること。

*7 八都県市…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市。

*8 地域子育て支援拠点…平成21年4月1日現在、本県内には、ひろば型が45カ所、センター型が149カ所開設されている。地域子育て支援センターは、主に保育所に併設されている公的機関で、地域全体で子育て支援を行うための中核となる施設。このほか、全国的には、児童館や児童センターにおいて学童期の子どもが来館する前の時間を利用した「児童館型」もある。

さらに、保育所などに、「地域育児センター」を設置したり、定期的に園庭開放を実施するなどして、未就園児の保護者への子育て相談や子育て情報の提供、地域での交流の場を提供している市町村もある。

こうした場の拡大は、子どもたちの他者との関わりを広げるとともに、メディアとの関わりについても、無意識に行われ易い長時間接触を防ぐだけでなく、目的を持った意味あるメディアとの関わり方を学ぶ機会としての効果が期待できる。

○ **ファミリー・サポート・センター事業（実施主体：市町村）**

働く人の仕事と家庭の両立と、地域の子育て支援を目的として、子育ての援助を受けたい人と援助したい人を結ぶ会員組織（ファミリー・サポート・センター）を設立し、短時間、臨時的なニーズにあわせて、会員相互間の子どもの預かりや保育施設への送迎などのコーディネートを行うなどしている。

○ **子育てを支える人材の養成と活用（実施主体：市町村）**

一部の市町村では、保育士資格をもつ人や市町村の実施する研修を終了した人が、自宅などを使って少人数の子どもを保育する事業（家庭的保育事業）を実施している*⁹。

また、子育て経験者の能力を活用し、子どもを持つ親の悩みに応えることを目的として、子育て支援拠点などで支援を行う人材を養成している市町村もある。

○ **乳児家庭全戸訪問事業〔こんには赤ちゃん事業〕（実施主体：市町村）**

保健師や児童委員、母子健康推進員などが生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育ての相談や情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげる事業への取組みが進んでいる。

○ **養育支援家庭訪問事業（実施主体：市町村）**

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等により、養育支援を特に必要と判断された家庭を保健師等が訪問し、養育指導等を継続的に行う事業への取組みが進んでいる。

○ **乳幼児とふれあう機会や親になるための教育（実施主体：県及び市町村教育委員会、NPO等）**

少子化などの影響により、兄弟や身近に子どもが少ないこともあり、赤ちゃんにふれあうことがないまま親になることも多いことから、若者が乳幼児とふれあう機会をつくる取組みが、学校やNPO等において実施されている。

県立高校では、実践研究校の取組み等の中で、将来の親として必要な態度や能力を育成するため、親の役割や子育ての意義を理解する実践的な教育を実施している。

○ **子ども・子育てに係るNPO活動への支援（実施主体：神奈川県）**

民間の知恵や経験を生かした子ども・子育て支援活動の促進と普及を図るため、NPO

*⁹ 保育者の呼称は、保育ママ、家庭保育福祉員、子育てサポーターなど、実施主体によって異なる。

〇等の活動への助成を行っている*¹⁰。これまでのNPO等の取組事例としては、高校生への保育体験機会の提供、自然に親しみながら家族での米づくり体験、児童養護施設の子どもたちに対するのコミュニケーションスキルアップ研修、おもちゃと遊びを通じての病児支援などがある。

〇 子育て支援に取り組む事業者の認証（実施主体：神奈川県）

神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づき、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を「かながわ子育て応援団」として認証している。

〇 預かり保育の推進（実施主体：幼稚園）

保育ニーズに弾力的に対応し、地域での子育て支援の向上を図ることを目的として、幼稚園では教育課程に係る教育時間外や長期休業期間中等に「預かり保育」を行うところが増えており、県でも、こうした取組みに対して一定の要件のもとに補助を行っている。

3 民間事業者等の取組みの現状

ここでは、子どもとメディアに関する、乳幼児期から小学校低学年の子どもに向けた取組みとして、公共的機関、NPO法人、民間事業者等が行う取組みのうち、この問題に関する調査・研究や行政機関と連携した取組み、保育・教育機関への支援を進める取組みなど、特徴的と思われる例をいくつか紹介する。

〇 放送倫理・番組向上機構（BPO）における取組み

放送倫理・番組向上機構（BPO）は表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に、日本放送協会（NHK）と民放各社で構成する日本民間放送連盟（民放連）により設立された団体である。

同機構の「放送と青少年に関する委員会」（青少年委員会）は、青少年と放送や放送番組のあり方について、視聴者からの意見などを基に審議するとともに、必要に応じて個別の番組に対する委員会意見や、放送界全体に対して、要望等の「見解」を出し、放送事業者へ通知、公表する。また青少年が視聴する番組の向上に向け、各研究機関と協力し、調査・研究を行い、その結果について、シンポジウム等を開催し公表する等の活動を行っている。

〇 コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）における取組み

CEROは、家庭用ゲームソフトについて、年齢別レーティングを実施することにより、一般市民やユーザーに対しゲームソフトの選択に必要な情報を提供することを目的に設立された審査機関である。

*10 県では、平成19年度から平成22年度までの4年間で50のプロジェクトを支援し、県内に広く子ども・子育て支援の取組みを進めていく「子ども・子育て支援プロジェクト」事業に取り組んでいる。

家庭用ゲームソフトについて、その表現・内容により、対象年齢等を表示する制度「年齢別レーティング制度」（A区分：全年齢対象、B区分：12歳以上対象、C区分：15歳以上対象、D区分：17歳以上対象、Z区分：18歳以上のみ対象）を実施し、国内で販売される家庭用ゲームソフトの全てのゲームを対象に年齢区分マーク等を表示しようとする取組みを行っている。

○ NHK放送文化研究所における取組み

NHK放送文化研究所は、公共放送機関が運営する総合的な放送研究機関であり、放送内容に関する研究や各種世論調査などの成果が、番組編成や制作に役立てられるとともに、公共放送の業務運営の基本方針を決定する際にも役立てられている。

同研究所は、医学・教育学・心理学・社会調査などの専門家と連携し、テレビ、ビデオ、テレビゲームなどの映像メディアとの接触が子どもの発達にどのような影響を与えるのかについて、2003年から中長期の調査研究を実施している（“子どもに良い放送”プロジェクト）。同じ子どもたちを対象に、0歳時点から小学校を卒業するまでの12年間を追跡調査することとしている。

○ NHKにおける取組み

NHKでは、「キッズワールド」（子ども番組紹介サイト）の中に保育所・幼稚園向けのページを設け、保育・幼児教育機関で番組を利用するに際しての手引きを提供したり、番組を活用した保育実践事例を紹介するなど、メディアの活用に関して保育・幼児教育機関の支援を行っている。

○ NPO法人子どもとメディアにおける取組み

NPO法人子どもとメディアは、子どもとメディアの問題に関する実態調査、研究、啓発などを行うNPO（所在地：福岡県福岡市）である。ノーテレビ・ノーゲームデーを提唱し、保育・教育機関、行政、学会などと幅広く連携しながら取組みを進めている。

○ NPO法人こども未来ネットワークにおける取組み

NPO法人こども未来ネットワークは、子どもの育成支援活動を行う団体間の連携・支援を進めるNPO（所在地：鳥取県倉吉市）である。鳥取県教育委員会やPTA協議会などと連携し、子どもとメディアのより良い接し方の普及啓発に取り組んでおり、保育・教育機関や保護者会、地域子育てサークル、高齢者学級などさまざまな子どもの育成を支える団体に対して、出前講座を実施するなどの活動を行っている。

○ 日本アイ・ビー・エム株式会社における取組み

日本アイ・ビー・エム株式会社（所在地：東京都中央区）は、親や幼児教育機関に対して、メディアリテラシー育成の視点からコンピュータを活用した幼児教育を提案しており、社会貢献活動として、NPO法人キッズエクスプレス21と連携しながら、「キッズスマート幼児教育支援プログラム」を実施している。

○ ベネッセ次世代育成研究所における取組み

ベネッセ次世代育成研究所は、教育や子育てなどの分野で事業を展開している(株)ベネ

ッセコーポレーションの調査研究部門（所在地：東京都港区）である。当研究所では、教育、発達心理、小児科学などの専門家をメンバーとする「親と子のメディア研究会」を設け、「小さな子どもとメディア」をテーマとした調査・研究を行うとともに、メディアとのより良い付き合い方などをサイト上で情報発信している。

4 学会における取組み

子どもとメディアの関わりに関しては学会も関心を寄せており、2004年には日本小児科医会、日本小児科学会、日本小児神経学会が相次いで提言を出している。

○ 日本小児科医会による提言

日本小児科医会は、2004年2月に、“乳幼児期からのメディア漬け生活では、外遊びの機会を奪い、人との関わりや経験の不足を招く”“メディアで流される情報は成長期の子どもに直接的な影響をもたらす”（本文より一部抜粋）という考え方から、以下の提言を行っている。

- ① 2歳までのテレビ・ビデオの視聴は控えましょう。
- ② 授乳中、食事時のテレビ・ビデオの視聴は止めましょう。
- ③ すべてのメディアへ接触する総時間を制限することが重要です。1日2時間までを目安と考えます。テレビゲームは1日30分までを目安と考えます。
- ④ 子ども部屋にはテレビ、ビデオ、パーソナルコンピューターを置かないようにしましょう。
- ⑤ 保護者と子どもでメディアを上手に利用するルールをつくりましょう。

○ 日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会による提言

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会は、乳幼児のテレビ視聴の発達への影響を検討するため調査を行い、長時間視聴は1歳6ヶ月時点における意味のある言葉（有意語）の出現の遅れと関係があること等の結果が示されたことから、2004年4月に以下の提言を行っている。

- ① 2歳以下の子どもには、テレビ・ビデオを長時間見せないようにしましょう。内容や見方によらず、長時間視聴児は言語発達が遅れる危険性が高まります。
- ② テレビはつけっぱなしにせず、見たら消しましょう。
- ③ 乳幼児にテレビ・ビデオを一人で見せないようにしましょう。見せるときは親も一緒に歌ったり、子どもの問いかけに答えることが大切です。
- ④ 授乳中や食事中はテレビをつけないようにしましょう。
- ⑤ 乳幼児にもテレビの適切な使い方を身につけさせましょう。見終わった消すこと。ビデオは反復視聴しないこと。

また2008年に、日本小児科連絡協議会「子どもとメディア委員会」*11が設けられ、メディアの子どもへの影響の検討が行われている。

*11 日本小児科学会、日本小児科医会および日本小児保健協会で構成。

○ 日本小児神経学会による提言

日本小児神経学会は、子どもの発達に関する専門的な立場から、「子どもとメディア」の問題については、さらなる検討が必要であるとして、2004年7月に以下の提言を行っている*12。

- ① テレビ、ビデオなどの視聴は子どもの「脳とこころ」および体の成長に影響を与える可能性があるが、その時期あるいは視聴時間と方法、番組の内容などについてはさらなる科学的検討が必要である。
- ② 言葉の遅れや自閉症があたかもすべてメディアのせいのようにとらえている論評があるが、いまのところ十分な科学的根拠はない。
- ③ 今後、平成16年度から始まった独立行政法人科学技術振興機構が行う子どもの長期研究「日本の子どもの認知・行動発達に影響を与える要因の解明」などによって科学的な成果が得られることを期待する。

*12 日本小児神経学会ホームページ (<http://child-neuro-jp.org/visitor/iken2/5.html>) より。

平成 22 年 3 月 24 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県青少年問題協議会

会 長 松 沢 成 文

「情報化社会における子どもとメディアとの関わり ～乳幼児期
から小学校低学年期を中心に～」について（報告）

本協議会は、平成 20 年度と 21 年度において標記テーマについて審議を行
い、別紙のとおり審議結果をとりまとめましたので報告します。

平成 20・21 年 期神奈川県青少年問題協議会の報告に関する審議経過

開催日	会 議	主な審議内容
平成 20 年 8 月 8 日	第 1 回総会	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長の選出 ・審議テーマの決定 ・企画調整部会委員の選出 等
同日	第 1 回企画調整部会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び副部会長の選出 ・県の主な取組みについて 等
9 月 9 日	第 2 回企画調整部会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見発表① 坂元副会長「メディアが幼児に及ぼす影響」 ・意見発表② 小平委員「乳幼児のメディア接触を考える」
11 月 21 日	第 3 回企画調整部会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見発表③ 小林委員「メディアの影響と保育」 ・意見発表④ 土谷委員「乳幼児とメディア」
平成 21 年 2 月 9 日	第 4 回企画調整部会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見発表⑤ 高橋部会長「子どもの対人関係とメディア接触」 ・中間報告（素案）について ・神奈川県青少年保護育成条例の見直しについて
3 月 27 日	第 5 回企画調整部会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告（案）について
5 月 7 日	第 2 回総会	<ul style="list-style-type: none"> ・企画調整部会中間報告
同日	第 6 回企画調整部会	<ul style="list-style-type: none"> ・各主体に期待される対応とその啓発方法等について
7 月 23 日	第 3 回総会	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県青少年保護育成条例の見直しについて
同日	第 7 回企画調整部会	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告（骨子案）について ・第 8 回企画調整部会（シンポジウム形式）の開催について
8 月 26 日	第 8 回企画調整部会 （シンポジウム形式）	<ul style="list-style-type: none"> ・各主体への効果的なメッセージについて
11 月 19 日	第 9 回企画調整部会	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告（素案）等について ・神奈川県青少年保護育成条例の見直しについて
平成 22 年 1 月 21 日	第 4 回総会	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告（案）について ・神奈川県青少年保護育成条例の見直しについて
同日	第 10 回企画調整部会	<p>（協議会での審議を踏まえ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終報告（案）について ・啓発冊子（案）について ・神奈川県青少年保護育成条例の見直しについて
3 月 24 日	最終報告	<知事への報告>

平成 20・21 年期神奈川県青少年問題協議会委員

- 会 長 松沢成文（神奈川県知事）
- 副 会 長 坂元 章（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授）＊
- 部 会 長 高橋 勝（横浜国立大学教育人間科学部教授）＊
- 副部会長 渡邊眞一（(社)神奈川県私立幼稚園連合会会長）＊
- 委 員 阿部優子（横須賀市教育研究所長）＊
- 石曾根剛（神奈川新聞社報道部デスク兼論説委員 H21. 7. 1～）＊
- 小川久仁子（神奈川県議会議員 H21. 7. 1～）
- 北井宏昭（神奈川県議会議員 H21. 7. 1～）
- 小平さち子（NHK 放送文化研究所主任研究員）＊
- 小林紀子（青山学院大学文学部教授）＊
- 匂坂祐二（神奈川県 PTA 協議会常任理事 H21. 7. 1～）＊
- 渋谷文彦（神奈川新聞社報道部デスク兼論説委員 ～H21. 6. 30）＊
- 嶋村ただし（神奈川県議会議員 ～H21. 6. 30）
- 高取しづか（NPO 法人 JAM ネットワーク代表）＊
- 土谷みち子（関東学院大学人間環境学部教授）＊
- 中田正敏（神奈川県立高等学校長会副会長 H21. 7. 1～）＊
- 萩原建次郎（駒澤大学総合教育研究部准教授）＊
- 藤川大祐（千葉大学教育学部准教授 ～H21. 3. 13）＊
- 松田良昭（神奈川県児童福祉審議会委員長）
- 宮本 宏（神奈川県 PTA 協議会常任理事 ～H21. 6. 30）＊
- もとむら賢太郎（神奈川県議会議員 ～H21. 6. 30）
- 矢島正見（中央大学文学部教授 H21. 7. 1～）＊

任期は平成 20 年 7 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日

＊印は企画調整部会委員

役職名は就任当時